

平成29年度水質検査計画書

水道事業者名

医療法人社団 静岡康心会

水道施設の名称

ふれあい沼津ホスピタル専用水道

所在地

沼津市市道町8-6

1 基本方針

- (1) 検査地点は水道法で検査が義務付けられている給水栓と水源とする。
- (2) 検査項目は水質基準項目、水質管理目標設定項目、水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (3) 検査頻度は過去の検査結果などに基づいて項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

- (1) 事業体の名称 ふれあい沼津ホスピタル用水道
- (2) 主な給水区域 ふれあい沼津ホスピタル敷地内
- (3) 給水人口 300人
- (4) 計画1日最大給水量 220m³
- (5) 水源の名称及び種別 深井戸(120m)
- (6) 主な浄水場の名称及び浄水方法 塩素消毒のみ

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

- (1) 水源の状況(汚染源の把握) 深井戸であり昭和49年より年1回の全項目水質検査(51項目)及び毎月の省略項目の水質検査(9項目)において水質基準を満たしており安全で良質な水であると言える。
- (2) 水質管理上注目すべき項目
浄水方法が塩素消毒のみであり消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため消毒副生成物等について注意をする必要がある。

4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

- (1) 採水地点
水道法で義務付けられている水道水の検査を給水栓(蛇口の水)で行います。その他原水で検査を行います。
- (2) 検査項目
検査項目は水道法で義務付けられた水質基準項目と水質管理上、留意すべきとされている水質管理目標設定項目とします。
- (3) 検査頻度
 - 1) 毎日検査
色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は水道法に基づき1日1回の検査を行います。
 - 2) 水質検査基準項目の検査(51項目)
水質基準項目の検査は別表の通り行います。

- ① 1ヶ月に1回の検査項目
 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量 TOC）
 PH 値、味、臭気、色度、濁度、の9項目については1ヶ月に1回の
 検査を行います。
- ② 概ね3ヶ月に1回の検査項目（別添表）
- ア シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、
 ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、
 トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、
 ホルムアルデヒドの11項目については3ヶ月に1回の検査を行います。
- イ 上記以外の項目と臭気物質を除く26項目については過去の検出状況から
 判断すると水道法に基づき検査頻度を減少できる項目であるので水源及び
 原水の状態を考慮して減少して検査を行います。
- ③ 臭気物質の検査
 臭気物質については水源でカビ臭が発生する恐れのある時期は1ヶ月に
 1回以上の検査を行います。
 [ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール]
- 3) 原水の全項目検査
 9月に消毒副生成物を除いた39項目の水質検査を行います。
- 5 水質検査方法（自己・委託の区分）
- ① 毎日の検査については当院にて実施します。
- ② 水道法に規定する水質基準検査項目については登録水質検査機関に
 委託して行います。
- | | | |
|-------|-------------------|---------------|
| 検査機関名 | 財団法人 | 静岡県生活科学検査センター |
| 所在地 | 静岡県静岡市北安東4丁目27番2号 | |
- 6 臨時の水質検査
 臨時の水質検査は水道水が以下の場合により水質基準に適合しない恐れ
 がある場合に行います。
- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近・給水区域及びその周辺付近において消化器系感染症が流行してい
 るとき
- ④ 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがある
 とき。
- ⑤ 浄水過程に異常があるとき。
- ⑥ その他特に必要が認められるとき。

7 水質検査計画及び検査結果の公表内容・公表方法

水質検査計画は事業年度の開始前に作成し当院の掲示板等にて閲覧できるほか、当院のホームページに掲載します。

主要な水質検査結果は当院のホームページに掲載します。

8 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

- ① 水道水が原因で水質事故が発生した場合は静岡県東部保健所に連絡をして水質検査を行います。
- ② 水源における水質汚染事故などに対しては各関係機関等で組織された情報連絡網を活用して情報交換を行い、迅速に対応を講じます。

9 水質検査における精度管理及び信頼性保証

検査機関名 財団法人 静岡県生活科学検査センターについて検査機関を訪問し、精度管理、信頼性を確認します。

H29.11より東海プラント株式会社へ水質検査業者変更。

厚生労働省令第百一号
「水質基準」等に関する検査

No.	検査項目名	浄水	浄水	浄水	原水	原水
		51項目 年1回	24項目 年3回	9項目 年8回	39項目 年1回	指標菌2項目 年4回
1	一般細菌	○	○	○	○	
2	大腸菌	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○			○	
4	水銀及びその化合物	○			○	
5	セレン及びその化合物	○			○	
6	鉛及びその化合物	○			○	
7	ヒ素及びその化合物	○			○	
8	六価クロム化合物	○			○	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○		○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○	
12	フッ素及びその化合物	○			○	
13	ホウ素及びその化合物	○			○	
14	四塩化炭素	○			○	
15	1,4-ジオキサン	○			○	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○			○	
17	ジクロロメタン	○			○	
18	テトラクロロエチレン	○			○	
19	トリクロロエチレン	○			○	
20	ベンゼン	○			○	
21	塩素酸	○	○			
22	クロロ酢酸	○	○			
23	クロロホルム	○	○			
24	ジクロロ酢酸	○	○			
25	ジブromokロロメタン	○	○			
26	臭素酸	○	○			
27	総トリハロメタン	○	○			
28	トリクロロ酢酸	○	○			
29	ブromोजクロロメタン	○	○			
30	ブromホルム	○	○			
31	ホルムアルデヒド	○	○			
32	亜鉛及びその化合物	○			○	
33	アルミニウム及びその化合物	○			○	
34	鉄及びその化合物	○			○	
35	銅及びその化合物	○			○	
36	ナトリウム及びその化合物	○			○	
37	マンガン及びその化合物	○			○	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○	
40	蒸発残留物	○	○		○	
41	陰イオン界面活性剤	○			○	
42	ジェオスミン	○			○	
43	2-メチルイソボルネオール	○			○	
44	非イオン界面活性剤	○	○		○	
45	フェノール類	○			○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	
47	pH値	○	○	○	○	
48	味	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	
50	色度	○	○	○	○	
51	濁度	○	○	○	○	
その他	原水指標菌2項目(大腸菌・嫌気性芽胞菌)					○

浄水水質検査結果書

第 17-SS-01580 号
平成 29 年 07 月 20 日

沼津市市道町8-6

厚生労働省登録水質検査機関 登録番号第2号

医療法人社団 静岡康心会
ふれあい沼津ホスピタル

様

静岡県葵区北安東4丁目27番2号

一般財団法人静岡県生活科学検査
理事長 明石



平成29年7月11日にご依頼のありました試料の情報は、次のとおりです。

(当方が採水した試料以外については、検査依頼書等より転記した情報であり、当方の管理下にありません。)

採水年月日	平成29年7月11日	気温	27℃	水温	17.5℃
水源又は施設の名称	ふれあい沼津ホスピタル専用水道	採水時残留塩素	0.25 mg/L		
採水地点	沼津市市道町8-6				
採水者名	町田 徹	(所属)	施設用度		

試料の検査結果は下記のとおりです

検査事項		水質基準に関する厚生労働省令第101号に基づく水質検査 検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による						
No.	検査項目	検査結果	No.	検査項目	検査結果	No.	検査項目	検査結果
1	一般細菌	0 CFU/mL	44	非イオン界面活性剤	0.002 mg/L未満			
2	大腸菌	検出しない	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2 mg/L未満			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L未満	47	pH値	8.1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L未満	48	味	異常なし			
21	塩素酸	0.06 mg/L未満	49	臭気	異常なし			
22	クロロ酢酸	0.002 mg/L未満	50	色度	0.5 度未満			
23	クロロホルム	0.001 mg/L未満	51	濁度	0.1 度未満			
24	ジクロロ酢酸	0.002 mg/L未満			以下余白			
25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L未満						
26	臭素酸	0.001 mg/L未満						
27	総トリハロメタン	0.01 mg/L未満						
28	トリクロロ酢酸	0.002 mg/L未満						
29	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L未満						
30	ブromoホルム	0.001 mg/L未満						
31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L未満						
38	塩化物イオン	4.7 mg/L						
40	蒸発残留物	110 mg/L						
判定	上記水質項目については水質基準に適合である							
検査期日	平成29年7月11日 ~ 平成29年7月20日				検査責任者	課長 渡辺裕之		
備考								

・当センターの文書による承認なしでは、完全な複製を除き、本結果書の一部だけの複製はできません。

・試験検査所: 一般財団法人静岡県生活科学検査センター焼津検査所 焼津市塩津1番1 Tel. 054-621-5003

・pH値は独立行政法人製品評価技術基盤機構によりISO/IEC17025(2005)の認定を取得した検査項目です。(検査方法: 平成15年厚生労働省告示第261号 別表第31)

基準値一覽

(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)

番号	項目名	基準値	定量下限値 (注2)検査方法)	番号	項目名	基準値	定量下限値 (注2)検査方法)
1	一般細菌	100/mL 以下	0/mL (別表第1)	27	(注1) 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L (別表第15)
2	大腸菌	検出されないこと	***** (別表第2)	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17)
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L 以下	0.0003mg/L (別表第6)	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L 以下	0.00005mg/L (別表第7)	30	プロモホルム	0.09mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	0.008mg/L (別表第19)
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.005mg/L (別表第6)
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L 以下	0.01mg/L (別表第6)
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L 以下	0.005mg/L (別表第6)	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L 以下	0.03mg/L (別表第6)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	0.004mg/L (別表第13)	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.005mg/L (別表第6)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第12)	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L 以下	1.0mg/L (別表第6)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	0.1mg/L (別表第13)	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L 以下	0.08mg/L (別表第13)	38	塩化物イオン	200mg/L 以下	1.0mg/L (別表第13)
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.02mg/L (別表第6)	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	2.0mg/L (別表第6)
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	10mg/L (別表第23)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.003mg/L (別表第15)	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	0.02mg/L (別表第24)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.002mg/L (別表第15)	42	(注2) ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第25)
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	43	(注2) 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第25)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第28の2)
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	45	フェノール類	フェノールの量に関して、 0.005mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第29)
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	0.2mg/L (別表第30)
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	0.06mg/L (別表第13)	47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	***** (別表第31)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17)	48	味	異常でないこと	***** (別表第33)
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	49	臭気	異常でないこと	***** (別表第34)
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17)	50	色度	5 度以下	0.5 度 (別表第36)
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	51	濁度	2 度以下	0.1 度 (別表第41)
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第18)	*	*****	*****	*****

注1: 総トリハロメタンとはクロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの各濃度の総和

注2: 検査方法の別表とは、『平成 15 年厚生労働省告示第 261 号』に対応したもの